

社団法人 静岡県建築士会ブロック規約

改正 平成 23 年 3 月 23 日理事会承認

(名 称)

第 1 条 社団法人静岡県建築士会は、東部、中部、西部の 3 ブロックにより静岡県内を統括する。

(目 的)

第 2 条 会員活動の拠点とし、本会を通じて各ブロックと連携し会員サービス並びに地域及び社会への貢献を目的とする

(ブロックの区域)

第 3 条 このブロックの区域は、社団法人静岡県建築士会細則第 2 条別表に掲げる当該区域とする。

(地区の設置)

第 4 条 ブロックは、社団法人静岡県建築士会細則第 3 条の規定に基づき、ブロック内に地区を設置することができる。

(運 営)

第 5 条 ブロックは、ブロック内に協議会を設置し、ブロック協議会(以下「協議会」という。)が、その業務を執行する。

(事 務 所)

第 6 条 この協議会は、第 3 条に定める当該区域内に事務所を置く。

(事 業)

第 7 条 この協議会の事業は、社団法人静岡県建築士会定款第 4 条に基づく事業の円滑な推進を図るために、次の事業を行う。

- (1) ブロック各委員会及び事務局の管理運営に関すること。
- (2) 本会及び区域内の所属支部等との総合調整に関すること。
- (3) ブロックでの地域振興事業等の企画立案及び実施に関すること。
- (4) 本会で決定された事業の実施及び本会で行うべき事業の提案に関すること。
- (5) 所属地区を支援し、地区で企画立案された事業への協力に関すること。
- (6) 本会各機構からの業務受託に関すること。
- (7) その他、目的を達成するために必要な事業

(役 員)

第 8 条 この協議会に次の役員を置く。ブロック長は理事会の承認を経て本会会長が任命し、その他はブロック長が任命する。

- (1) ブロック長 1 名とする。
- (2) 副ブロック長 4 名以内とする。
- (3) 協議員 (ブロック長、副ブロック長を含む) 20 名以内とする。

(役員を選任)

第9条 協議員は各ブロック内の正会員において選任する。

2 副ブロック長は、協議員の互選による。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第11条 ブロック長は協議会を代表し、会務を掌理し本会常務理事を兼務する。

2 副ブロック長は、ブロック長を補佐し、ブロック長に事故があるときは、あらかじめ協議会で定められた順序により、その職務を代行し、ブロック長が欠けたときはその職務を行う。

(権限)

第12条 ブロック内の会務については、協議会及びブロック長が決定する。ただし、社団法人静岡県建築士会定款、諸規定ならびに総会、及び理事会の決定事項に反することはできない。

2 県下全域及び複数のブロックに関する事項、会務については、本会会長が決定する。

(会議)

第13条 会議は協議会とする。

2 協議会は協議員をもって構成する。

(協議会招集)

第14条 協議会は、ブロック長が招集する。

(協議会決議事項)

第15条 協議会は、この規約で別に定められたもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 会務の執行に関する事項
- (2) 本会に付議する事項
- (3) 本会によって委任された事項
- (4) その他、ブロック長が必要と認めたもの

(協議会定足数及び決議等)

第16条 協議会は、協議員の過半数の出席がなければ、協議会を開催することができない。

2 協議会の議長は、ブロック長が務める。

3 協議会の議事は、出席協議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会)

第17条 この協議会に、次の委員会を設ける。

- (1) 会員厚生委員会
- (2) 事業研修委員会

- (3) 青年企画委員会
 - (4) 広報情報委員会
 - (5) まちづくり委員会
- (特別委員会の設置)

第18条 ブロック長は、前条の定めにかかわらず、必要に応じて協議会の承認を得て、特別委員会を設けることができる。

- 2 ブロック長は、前項により特別委員会を設けたときは、速やかに会長に報告しなければならない。

(委員会の組織)

第19条 委員会は、委員長、副委員長、委員をもって組織する。

- 2 委員長は、必要に応じ、委員会の議を経て当該委員会に小委員会を設けることが出来る。
- 3 ブロック長は、前項により小委員会を設けたときは、速やかに会長に報告しなければならない。

(委員の委嘱)

第20条 委員は、正会員のなかから協議会の承認を得て、ブロック長が委嘱する。

(委員の任期)

第21条 委員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠で選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の開催等)

第22条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の結果及び事業の成果等を随時ブロック長に報告するものとする。

(事務局)

第23条 この協議会に、事務局を設け、事務職員を置く。

- 2 この事務局は、静岡県建築士会事務局に所属し、事務局の管理運営に必要な経費は本会が負担する。
- 3 事務局職員は、ブロック協議会の事務を分掌する。

(地区組織)

第24条 地区に次の委員を置かなければならない。

地区長 1名

副地区長 若干名

地区委員 必要に応じて設置

- 2 前項の委員は、ブロック協議会より選考する。
- 3 委員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 4 補欠で選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(経費)

第25条 この協議会の事業にかかる運営経費は、本会が負担する。

(その他の事項)

第26条 この規約で、特に、明示しない事項については、社団法人静岡県建築士会定款及び同細則に準拠するものとする。

第27条 このブロック協議会規約の施行に関して必要な事項は、ブロック長が協議会及び理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この規約は、平成21年5月27日から施行する。

この規約は、平成23年4月1日から施行する。